

<p>(2) 法第5条第1項から第3項までの規定による長期優良住宅建築等計画の認定の申請（法第6条第2項の規定による申出をする場合に限る。）</p>	1件	付表4の項に定める額
<p>(3) 法第8条第1項の規定による長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請（同条第2項において準用する法第6条第2項の規定による申出をしない場合で、かつ、法第9条第1項の規定による場合以外の場合に限る。）</p>		
<p>ア 新築に係る申請の場合</p>	1件	付表5の項に定める額
<p>イ アに掲げる場合以外の場合</p>	1件	付表5の2の項に定める額
<p>(4) 法第8条第1項の規定による長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請（同条第2項において準用する法第6条第2項の規定による申出をする場合で、かつ、法第9条第1項の規定による場合以外の場合に限る。）</p>	1件	付表6の項に定める額

	(5) 法第9条第1項の規定による認定長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請	1件	1,800円
	(6) 法第10条の規定による計画の認定に基づく地位の承継の承認の申請	1件	1,300円

(2) 別表33の4の項の次に次の1項を加える。

33の 5	(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下この項及び付表11の項から15の項までにおいて「法」という。）第29条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定（次号、付表11の項及び13の項において「計画認定」という。）の申請（法第30条第2項の規定による申出をする場合を除く。）	1件	付表11の項に定める額
	(2) 計画認定の申請（法第30条第2項の規定による申出をする場合に限る。）	1件	付表12の項に定める額
	(3) 法第31条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定（次号及び付表13の項において「計画変更認定」	1件	付表13の項に定める額

	という。)の申請(同条第2項において準用する法第30条第2項の規定による申出をする場合を除く。)		
	(4) 計画変更認定の申請(法第31条第2項において準用する法第30条第2項の規定による申出をする場合に限る。)	1件	付表14の項に定める額
	(5) 法第36条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定(付表15の項において「適合認定」という。)の申請	1件	付表15の項に定める額

(3) 別表付表1の2の項中「160,000円」を「189,000円」に、「210,000円」を「240,000円」に、「240,000円」を「261,000円」に、「290,000円」を「313,000円」に、「550,000円」を「570,000円」に、「110,000円」を「129,000円」に、「140,000円」を「160,000円」に、「150,000円」を「171,000円」に、「170,000円」を「203,000円」に、「310,000円」を「330,000円」に改める。

(4) 別表付表3の項中「別表33の3の項第1号」を「別表33の3の項第1号ア」に、「同号」を「同号ア」に改め、同項の次に次の1項を加える。

3の2	別表33の3の項第1号イに掲げるもの	次に掲げる場合及び同号イに規定する申請(以下この項において「申請」という。)に係る住宅を含む建築物の延べ面積の区分に応じ次に掲げる額を同時に行う当該建築物に係る申請の総数で除して得た額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額) (1) 法第6条第1項第1号、第2号、第4号及び
-----	--------------------	--

第5号に掲げる基準に適合していることについて、あらかじめ登録住宅性能評価機関による審査を受けた場合 前項第1号の規定に準じて算定した額

(2) 前号に掲げる場合以外の場合

ア 申請に係る住宅を含む建築物の延べ面積が200平方メートル以下のもの 64,000円

イ 申請に係る住宅を含む建築物の延べ面積が200平方メートルを超え、500平方メートル以下のもの 152,000円

ウ 申請に係る住宅を含む建築物の延べ面積が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のもの 242,000円

エ 申請に係る住宅を含む建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え、3,000平方メートル以下のもの 483,000円

オ 申請に係る住宅を含む建築物の延べ面積が3,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のもの 863,000円

カ 申請に係る住宅を含む建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のもの 1,482,000円

キ 申請に係る住宅を含む建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超え、20,000平方メートル以下のもの 2,750,000円

ク 申請に係る住宅を含む建築物の延べ面積が20,000平方メートルを超え、30,000平方メートル以下のもの 3,945,000円

ケ 申請に係る住宅を含む建築物の延べ面積が

30,000 平方メートルを超えるもの
4,848,000 円

(5) 別表付表 5 の項中「別表 3 3 の 3 の項第 3 号」を「別表 3 3 の 3 の項第 3 号ア」に、「同号」を「同号ア」に改め、同項の次に次の 1 項を加える。

5 の 2	別表 3 3 の 3 の項第 3 号イに掲 げるもの	<p>次に掲げる場合及び同号イに規定する申請（以下この項において「申請」という。）に係る住宅を含む建築物の延べ面積の区分に応じ次に掲げる額を同時に行う当該建築物に係る申請の総数で除して得た額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）</p> <p>(1) 法第 6 条第 1 項第 1 号、第 2 号、第 4 号及び第 5 号に掲げる基準に適合していることについて、あらかじめ登録住宅性能評価機関による審査を受けた場合又は法第 2 条第 4 項に規定する長期使用構造等に変更のない場合 前項第 1 号の規定に準じて算定した額</p> <p>(2) 前号に掲げる場合以外の場合</p> <p>ア 申請に係る住宅を含む建築物の延べ面積が 200平方メートル以下のもの 32,000円</p> <p>イ 申請に係る住宅を含む建築物の延べ面積が 200平方メートルを超え、500平方メートル以下のもの 76,000円</p> <p>ウ 申請に係る住宅を含む建築物の延べ面積が 500平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のもの 121,000円</p> <p>エ 申請に係る住宅を含む建築物の延べ面積が 1,000平方メートルを超え、3,000平方メートル以下のもの 241,500円</p> <p>オ 申請に係る住宅を含む建築物の延べ面積が</p>
----------	-------------------------------------	--

		<p>3,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のもの 431,500円</p> <p>カ 申請に係る住宅を含む建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のもの 741,000円</p> <p>キ 申請に係る住宅を含む建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超え、20,000平方メートル以下のもの 1,375,000円</p> <p>ク 申請に係る住宅を含む建築物の延べ面積が20,000平方メートルを超え、30,000平方メートル以下のもの 1,972,500円</p> <p>ケ 申請に係る住宅を含む建築物の延べ面積が30,000平方メートルを超えるもの 2,424,000円</p>
--	--	---

(6) 別表付表10の項の次に次の5項を加える。

11	別表33の5の項第1号に掲げるもの	<p>(1) 戸建住宅又は建築物の住戸部分（長屋の全体を含む。以下この項、付表13の項及び15の項において同じ。）に係る計画認定（以下この項において「住戸認定」という。）のみの申請においては、次に掲げる場合及び当該申請に係る戸建住宅又は建築物の住戸部分の床面積の合計の区分に応じ、次に定める額</p> <p>ア 当該戸建住宅又は建築物の住戸部分に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が法第30条第1項各号に掲げる基準（以下この項及び付表13の項において「省エネ向上計画基準」という。）に適合していることについて、あらかじめ登録住宅性能評価機関又は法第39条の規定による登録を受けた機関（以下「登</p>
----	-------------------	---

録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。)による審査を受けた場合

(ア) 戸建住宅 4,600円

(イ) 建築物の住戸部分の床面積の合計が300平方メートル以下のもの 9,200円

(ウ) 建築物の住戸部分の床面積の合計が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの 19,000円

(エ) 建築物の住戸部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のもの 44,000円

(オ) 建築物の住戸部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの 78,000円

イ アに掲げる場合以外の場合

(ア) 戸建住宅の床面積の合計が200平方メートル以下のもの 33,000円

(イ) 戸建住宅の床面積の合計が200平方メートルを超えるもの 37,000円

(ウ) 建築物の住戸部分の床面積の合計が300平方メートル以下のもの 67,000円

(エ) 建築物の住戸部分の床面積の合計が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの 113,000円

(オ) 建築物の住戸部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のもの 192,000円

(カ) 建築物の住戸部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの 276,000円

円

(2) 共同住宅の全体に係る計画認定（以下この項において「住棟認定」という。）のみの申請においては、次に掲げる場合及び当該申請に係る共同住宅の住戸部分以外の部分（以下この項、付表13の項及び15の項において「共用部分」という。）の床面積の合計の区分に応じ、次に定める額に、当該共同住宅の全住戸部分の床面積の合計について前号の規定により算定した額を合算した額

ア 当該共同住宅の全体に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が省エネ向上計画基準に適合していることについて、あらかじめ登録住宅性能評価機関又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関による審査を受けた場合

(ア) 共用部分の床面積の合計が300平方メートル以下のもの 9,200円

(イ) 共用部分の床面積の合計が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの 26,000円

(ウ) 共用部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のもの 78,000円

(エ) 共用部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のもの 125,000円

(オ) 共用部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のもの 157,000円

(カ) 共用部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの 197,000円

イ アに掲げる場合以外の場合

(ア) 共用部分の床面積の合計が300平方メートル以下のもの 107,000円

(イ) 共用部分の床面積の合計が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの 177,000円

(ウ) 共用部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のもの 275,000円

(エ) 共用部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のもの 354,000円

(オ) 共用部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のもの 423,000円

(カ) 共用部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの 492,000円

(3) 共同住宅の住戸認定及び当該共同住宅に係る住棟認定の申請（これらの計画認定を併せて受けようとする場合に限る。）においては、当該住棟認定について前号の規定により算定した額

(4) 住宅部分を含まない建築物の全体に係る計画認定の申請においては、次に掲げる場合及び当該申請に係る住宅部分を含まない建築物の床面積の合計の区分に応じ、次に定める額

ア 当該建築物の全体に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が省エネ向上計画基準に適

合していることについて、あらかじめ登録建築物エネルギー消費性能判定機関による審査を受けた場合

(7) 建築物の床面積の合計が300平方メートル以下のもの 9,200円

(イ) 建築物の床面積の合計が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの 26,000円

(ウ) 建築物の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のもの 78,000円

(エ) 建築物の床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のもの 125,000円

(オ) 建築物の床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のもの 157,000円

(カ) 建築物の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの 197,000円

イ 当該建築物の全体に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が省エネ向上計画基準に適合していることについて、当該建築物の用途と同一の用途の一次エネルギー消費量モデル建築物（国土交通大臣が用途に応じて一次エネルギー消費量（1年間に消費するエネルギー（エネルギー使用の合理化等に関する法律第2条第1項に規定するエネルギーをいう。）の量を熱量に換算したものをいう。以下同じ。）の算出に用いるべき標準的な建築物であると認めるものをいう。以下同じ。）の実

際的设计仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量が、当該一次エネルギー消費量モデル建築物の床面積、設備等の条件により定まる、基準となる一次エネルギー消費量を超えないことを確認する方法（以下「モデル建物法」という。）により確認した場合（アに掲げる場合を除く。）

(ア) 建築物の床面積の合計が300平方メートル以下のもの 85,000円

(イ) 建築物の床面積の合計が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの 143,000円

(ロ) 建築物の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のもの 232,000円

(ハ) 建築物の床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のもの 303,000円

(ニ) 建築物の床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のもの 364,000円

(ホ) 建築物の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの 427,000円

ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合

(ア) 建築物の床面積の合計が300平方メートル以下のもの 223,000円

(イ) 建築物の床面積の合計が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの 361,000円

(ウ) 建築物の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のもの
516,000円

(エ) 建築物の床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のもの
636,000円

(オ) 建築物の床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のもの
752,000円

(カ) 建築物の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの
858,000円

(5) 住宅部分及び住宅以外の部分によって構成される建築物（以下この項、付表13の項及び15の項において「複合建築物」という。）の全体に係る計画認定（次号において「複合建築物認定」という。）のみの申請においては、次に掲げる額を合算した額

ア 当該複合建築物の全住戸部分の床面積の合計について第1号の規定により算定した額

イ 当該複合建築物の住宅以外の部分の床面積の合計を住宅部分を含まない建築物の床面積の合計とみなして前号の規定により算定した額

ウ 当該複合建築物に共用部分がある場合においては、当該共用部分の床面積の合計について第2号（共用部分に係る部分に限る。）の規定により算定した額

(6) 複合建築物の住戸認定及び当該複合建築物に係る複合建築物認定の申請（これらの計画認定

		を併せて受けようとする場合に限る。) においては、当該複合建築物認定について前号の規定により算定した額
1 2	別表 3 3 の 5 の項第 2 号に掲げ るもの	<p>別表 3 3 の 5 の項第 1 号の規定に準じて算定した額に、法第 3 0 条第 2 項の規定による申出（以下この項において「申出」という。）に係る建築物の区分に応じ、札幌市建築基準法施行条例第 7 4 条の 4 の規定に準じて算定した額及び次の各号に掲げる場合に応じ当該各号に定める額を合算した額</p> <p>(1) 申出に係る特定建築物を含む建築物について、国土交通大臣が定めた方法に係る判定を行う場合 別表付表 1 の 2 の項第 1 号の規定に準じて算定した額</p> <p>(2) 申出に係る特定建築物を含む建築物について、プログラムに係る判定を行う場合 別表付表 1 の 2 の項第 2 号の規定に準じて算定した額</p> <p>(3) 申出に係る建築物が建築基準法第 8 7 条の 2 の昇降機に係る部分を含む場合 昇降機 1 基につき札幌市建築基準法施行条例第 7 4 条の 5 第 1 項第 1 号に定める額</p>
1 3	別表 3 3 の 5 の項第 3 号に掲げ るもの	<p>(1) 戸建住宅又は建築物の住戸部分に係る計画認定（以下この項において「住戸変更認定」という。）のみの申請においては、次に掲げる場合及び当該申請に係る戸建住宅又は建築物の住戸部分の床面積の合計の区分に応じ、次に定める額</p> <p>ア 当該戸建住宅又は建築物の住戸部分に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が省エネ</p>

向上計画基準に適合していることについて、あらかじめ登録住宅性能評価機関又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関による審査を受けた場合

(ア) 戸建住宅 2,300円

(イ) 建築物の住戸部分の床面積の合計が300平方メートル以下のもの 4,600円

(ウ) 建築物の住戸部分の床面積の合計が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの 9,500円

(エ) 建築物の住戸部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のもの 22,000円

(オ) 建築物の住戸部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの 39,000円

イ アに掲げる場合以外の場合

(ア) 戸建住宅の床面積の合計が200平方メートル以下のもの 16,500円

(イ) 戸建住宅の床面積の合計が200平方メートルを超えるもの 18,500円

(ウ) 建築物の住戸部分の床面積の合計が300平方メートル以下のもの 33,500円

(エ) 建築物の住戸部分の床面積の合計が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの 56,500円

(オ) 建築物の住戸部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のもの 96,000円

(カ) 建築物の住戸部分の床面積の合計が

5,000平方メートルを超えるもの 138,000円

(2) 共同住宅の全体に係る計画変更認定（以下この項において「住棟変更認定」という。）のみの申請においては、次に掲げる場合及び当該申請に係る共用部分の床面積の合計の区分に応じ、次に定める額に、当該共同住宅の全住戸部分の床面積の合計について前号の規定により算定した額を合算した額

ア 当該共同住宅の全体に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が省エネ向上計画基準に適合していることについて、あらかじめ登録住宅性能評価機関又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関による審査を受けた場合

(ア) 共用部分の床面積の合計が300平方メートル以下のもの 4,600円

(イ) 共用部分の床面積の合計が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの
13,000円

(ウ) 共用部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のもの
39,000円

(エ) 共用部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のもの
62,500円

(オ) 共用部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のもの
78,500円

(カ) 共用部分の床面積の合計が25,000平方メ

メートルを超えるもの 98,500円

イ アに掲げる場合以外の場合

(ア) 共用部分の床面積の合計が300平方メートル以下のもの 53,500円

(イ) 共用部分の床面積の合計が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの 88,500円

(ロ) 共用部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のもの 137,500円

(ハ) 共用部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のもの 177,000円

(ニ) 共用部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のもの 211,500円

(ホ) 共用部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの 246,000円

(3) 共同住宅の住戸変更認定及び当該共同住宅に係る住棟変更認定の申請（これらの計画変更認定を併せて受けようとする場合に限る。）においては、当該住棟変更認定について前号の規定により算定した額

(4) 住宅部分を含まない建築物の全体に係る計画変更認定の申請においては、次に掲げる場合及び当該申請に係る住宅部分を含まない建築物の床面積の合計の区分に応じ、次に定める額

ア 当該建築物の全体に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が省エネ向上計画基準に適

合していることについて、あらかじめ登録建築物エネルギー消費性能判定機関による審査を受けた場合

(ア) 建築物の床面積の合計が300平方メートル以下のもの 4,600円

(イ) 建築物の床面積の合計が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの 13,000円

(ウ) 建築物の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のもの 39,000円

(エ) 建築物の床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のもの 62,500円

(オ) 建築物の床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のもの 78,500円

(カ) 建築物の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの 98,500円

イ 当該建築物の全体に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が省エネ向上計画基準に適合していることについて、モデル建物法により確認した場合（アに掲げる場合を除く。）

(ア) 建築物の床面積の合計が300平方メートル以下のもの 42,500円

(イ) 建築物の床面積の合計が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの 71,500円

(ウ) 建築物の床面積の合計が2,000平方メー

トルを超え、5,000平方メートル以下のもの
116,000円

(エ) 建築物の床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のもの 151,500円

(オ) 建築物の床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のもの 182,000円

(カ) 建築物の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの 213,500円

ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合

(ア) 建築物の床面積の合計が300平方メートル以下のもの 111,500円

(イ) 建築物の床面積の合計が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの
180,500円

(ウ) 建築物の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のもの
258,000円

(エ) 建築物の床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のもの
318,000円

(オ) 建築物の床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のもの
376,000円

(カ) 建築物の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの 429,000円

(5) 複合建築物の全体に係る計画認定（次号において「複合建築物認定」という。）のみの申請

		<p>においては、次に掲げる額を合算した額</p> <p>ア 当該複合建築物の全住戸部分の床面積の合計について第1号の規定により算定した額</p> <p>イ 当該複合建築物の住宅以外の部分の床面積の合計を住宅部分を含まない建築物の床面積の合計とみなして前号の規定により算定した額</p> <p>ウ 当該複合建築物に共用部分がある場合においては、当該共用部分の床面積の合計について第2号（共用部分に係る部分に限る。）の規定により算定した額</p> <p>(6) 複合建築物の住戸認定及び当該複合建築物に係る複合建築物認定の申請（これらの計画認定を併せて受けようとする場合に限る。）においては、当該複合建築物認定について前号の規定により算定した額</p>
14	別表33の5の項第4号に掲げるもの	<p>別表33の5の項第3号の規定に準じて算定した額に、法第31条第2項において準用する法第30条第2項の規定による申出（以下この項において「申出」という。）に係る建築物の区分に応じ、札幌市建築基準法施行条例第74条の4の規定に準じて算定した額及び次の各号に掲げる場合に応じ当該各号に定める額を合算した額</p> <p>(1) 申出に係る特定建築物を含む建築物について、国土交通大臣が定めた方法に係る判定を行う場合 別表付表1の2の項第1号の規定に準じて算定した額</p> <p>(2) 申出に係る特定建築物を含む建築物について、プログラムに係る判定を行う場合 別表付</p>

		<p>表 1 の 2 の項第 2 号の規定に準じて算定した額</p> <p>(3) 申出に係る建築物が建築基準法第 8 7 条の 2 の昇降機に係る部分を含む場合 昇降機 1 基につき札幌市建築基準法施行条例第 7 4 条の 5 第 1 項第 2 号に定める額</p>
1 5	別表 3 3 の 5 の項第 5 号に掲げ るもの	<p>(1) 戸建住宅又は建築物の住戸部分に係る適合認定のみの申請においては、当該申請に係る戸建住宅又は建築物の住戸部分の床面積の合計の区分に応じ、別表付表 1 1 の項第 1 号アの規定に準じて算定した額</p> <p>(2) 共同住宅の全体に係る適合認定のみの申請においては、当該申請に係る共用部分の床面積の合計の区分に応じ、別表付表 1 1 の項第 2 号アの規定に準じて算定した額に、当該共同住宅の全住戸部分の床面積の合計について別表付表 1 1 の項第 1 号アの規定により算定した額を合算した額</p> <p>(3) 住宅部分を含まない建築物の全体に係る適合認定の申請においては、当該申請に係る住宅部分を含まない建築物の床面積の合計の区分に応じ、別表付表 1 1 の項第 4 号アの規定に準じて算定した額</p> <p>(4) 複合建築物の全体に係る適合認定のみの申請においては、次に掲げる額を合算した額</p> <p>ア 当該複合建築物の全住戸部分の床面積の合計について第 1 号の規定により算定した額</p> <p>イ 当該複合建築物の住宅以外の部分の床面積の合計を住宅部分を含まない建築物の床面積の合計とみなして前号の規定により算定した</p>

		額 ウ 当該複合建築物に共用部分がある場合においては、当該共用部分の床面積の合計について第2号（共用部分に係る部分に限る。）の規定により算定した額
--	--	--

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
（経過措置）
- 2 改正後の別表付表1の2の項の規定は、施行日以後の申請に係る手数料について適用し、施行日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。
- 3 施行日から建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律附則第1条第2号の政令で定める日の前日までの間においては、改正後の別表付表11の項中「法第39条の規定による登録を受けた機関（以下「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。）による」とあり、並びに同項及び同表13の項中「登録建築物エネルギー消費性能判定機関による」とあるのは「登録建築物調査機関による」と読み替えるものとする。

（理 由）

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の制定等に伴い、建築物エネルギー消費性能向上計画等の認定及び既存住宅の増築又は改築に係る長期優良住宅の認定の申請手数料を定める等のため、本案を提出する。